短報

知的障がい者のパーソナライゼーション – Herbert C. Gunzburg の援助理念 –

Personalization of Individuals with Intellectual Disability — Herbert C. Gunzburg's Philosophy of Rehabilitation —

平本 憲二 1) 馬屋原 邦博 2)

要 約:1950年代の北欧から広まったノーマライゼーション原理は、今日の福祉社会のキーワードである。イギリスの臨床心理学者である Herbert C. Gunzburg はノーマライゼーションを知的障がい者の社会的リハビリテーションのための3つのアプローチの1つの側面として位置付け、ソーシャライゼーションの他に、新たにパーソナライゼーションという概念を独自に提案した。本研究では、Gunzburg 自身が書いた文献から、パーソナライゼーションの意味するものを検討した。パーソナライゼーションは、知的障がい者が自らの好みを持つ機会を与えられ、「自己選択」「自己決定」「自己表現」の力を養い、「人」としての成長を果たして社会生活をすることを意味していると考えられ、現在のリハビリテーション、ノーマライゼーションにも活かされていると考えられた。

キーワード: Gunzburg、パーソナライゼーション、知的障がい

1. はじめに

1950年代終わりにデンマークのバンク=ミケルセンによって提唱され、その後今日まで、北米やヨーロッパだけでなく、世界中に広がって行き、わが国にも広く浸透しているノーマライゼーションの原理は、河東田(2009)¹⁾ に詳しくまとめられているように、今日の福祉社会実現のためのキーワードである。このノーマライ

ゼーションに関する議論は、60年代、70年代 を通して進められ、特に知的障がい者のノーマ ライゼーションの考え方が、当時の病院や施設 といったリハビリテーションの現場に導入され た。

そのような中で、イギリスで臨床心理学者として知的障がい者の社会的リハビリテーションに携わっていた H. C. Gunzburg は、ノーマライゼーションを知的障がい者の社会的リハビリテーションのための3つのアプローチの1つの側面として概念化し²⁾、「ノーマライゼーション」を1つの頂点とし、「ソーシャライゼーション」

Kenji Hiramoto

E-mail: hiramotok@kawasakigakuen.ac.jp 大阪河崎リハビリテーション大学

- 大阪河崎リハビリテーション大学 1)リハビリテーション学部 作業療法学専攻
- 2) リハビリテーション学部 言語聴覚学専攻

と「パーソナライゼーション」を他の2つの頂 点とする三角形の図に表した³⁾。(図1)

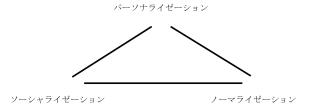


図 1 知的障がい者の社会的リハビリテーションにおける3つのプロセス (Gunzburg, 1973a)

この Gunzburg のノーマライゼーションの理念は、我が国においては中村(1993)⁴⁾ によって紹介されており、作業療法士である筆者(平本)はこのパーソナライゼーションを、精神科病院内で生活する成人知的障がい者への支援目標として実践を積み重ねてきた^{5,6)}。しかし、これまで本邦において、Gunzburg のパーソナライゼーションが紹介される機会はほとんどなかったと言ってよいと思われる。本稿の目的は、この Gunzburg によって提案されたパーソナライゼーションについて、Gunzburg の原典を読み解きながら、整理することである。

2. Herbert C. Gunzburg について

Gunzburg 自身についての資料を探したところ、1956 年当時の Gunzburg の論文を見つけ、それによれば、当時の彼は英国のバーミンガムにある Monyhull Hall 病院の Senior Clinical Psychologist であった 7)。 Gunzburg は、1955年に第1号が発刊された The British Journal of Mental Subnormality の創刊時から関わっていたようで、その後1994年まで編集人を長く務めたが、1994年発行の40巻2号の編集後に亡くなっている 8)。亡くなった直後の The British Journal of Developmental Disabilities 41巻1号

の巻頭には Gunzburg の業績を称えた文章が載り⁹⁾、そこには Gunzburg が長年にわたって知的障がい者のソーシャルエデュケーションの領域の開発に関わり、発達に障がいがある人へのアプローチの仕方だけでなく、生活を本質的に変えることに大きな役目を果たしたこと、PAC (Progress Assessment Charts) と呼ばれる知的障がい者の発達評価表の開発者であり、知的発達障がい者の社会的リハビリテーションのための多くのプログラムの開発にたずさわったことが紹介されている。

また、ノーマライゼーション原理の提唱者 であるニィリエの邦訳された文章 10)の中に H.C. ギュンズバーグとして名前が登場する。 ニィリエは、1970年8月にポーランドで開催 された第3回国際知的障がい学会でGunzburg に会い、Gunzburg からの直接の依頼によって Gunzburg の編集する The British Journal of Mental Subnormality(1970年12月号)に寄 稿したことを記している。ニィリエは別の本11) でもそのエピソードを綴っているが、ニィリエ はそのときノーマライゼーションの原理と、そ れを重度の知的障がい者にどのように適用する かを論文にすることを Gunzburg に約束し、そ の論文を通してノーマライゼーションの原理が イギリス連邦において、また世界中へ広まって いったと記している 10,11)。

このように Gunzburg 自身は、1950 年代から 1990 年代にかけて、イギリスにおける知的障が い者の社会的リハビリテーションに大きな功績 を残した人であった。 Gunzburg の業績のうち、 成書(編著を含む)となっている主なものを年 代順に挙げると、次のようなものがある。

- ① Gunzburg, H. C. (1960) Social Rehabilitation of the Subnormal. Bailliere, Tindall & Cox, London.
- ② Gunzburg, H. C. (1968, 19732) Social

Competence and Mental Handicap.
Bailliere, Tindall & Cassell, London.

- ③ Gunzburg, H. C. and Gunzburg. A. L. (1973) Mental Handicap and Physical Environment, Bailliere Tindall, London.
- ④ Gunzburg, H. C. (ed.) (1974) Experiments in the Rehabilitation of the Mentally Handicapped, Butterworth, London.
- (5) Gunzburg, H. C. (ed.) (1992) Despite Mental Handicap: Learning to Cope with adult Daily Life. The British Society of Developmental Disabilities.

筆者らは、今回上記の文献のうち②~⑤および数編の雑誌論文を入手し、Gunzburgがパーソナライゼーションについて初めて言及した③の資料を中心にパーソナライゼーション理念の検討を行った。

3. ノーマライゼーションの原理と Gunzburg

デンマークにおいて 1959 年に新しい精神遅滞者福祉法が制定され、その法案作りを担ったバンク = ミケルセンは、法の前文に「精神遅滞の人々のために、できるだけノーマルな生活状態に近い生活を作り出すこと」という文言を入れた $^{12)}$ 。バンク = ミケルセンはその後も概念を整理し、1970 年代には「ノーマリゼーション 12 は、精神遅滞者をいわゆるノーマルな人にすることを目的にしているのではない。(中略)ノーマリゼーションとは精神遅滞者をその障害とともに(障害があっても)受容することであり、彼らにノーマルな生活条件を提供することである」とした 13 。

スウェーデンのニィリエは、ノーマライゼーション原理を概念化し、論理的に整理した最初の人とされる¹⁴⁾。それまで北欧にしか知られて

いなかったノーマライゼーションが英語圏に知られるようになったのは、1969年にアメリカで発行された大統領委員会報告書に収められたニイリエの論文による¹⁵⁾。この論文に書かれていた有名なニィリエのノーマライゼーションの8つの原理は、1993年の論文でさらに整理され、今日ではよく知られたものになっている:①一日のノーマルなリズム、②一週間のノーマルなリズム、③一年間のノーマルなリズム、④ライフサイクルにおけるノーマルな発達的経験、⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権、⑥その文化におけるノーマルな性的関係、⑦その社会におけるノーマルな経済的水準とそれを得る権利、⑧その地域におけるノーマルな環境形態と水準。¹⁶⁾

さて、前述のように、ニィリエは *The British Journal of Mental Subnormality*. 第 16 巻 2 号 (1970年12月) にノーマライゼーションに関する論文 $^{17)}$ を寄稿したが、その号の最初のページに掲げられた Editorial の冒頭に、Gunzburg は次のように書いている。 $^{18)}$

1つの新しい流行のキャッチフレーズが、施設と地域ケアのそれぞれの利点を論じた文献の中に現れることが増えている。その新しい用語「ノーマライゼーション」は、多くの医療福祉従事者に本能的な抵抗を呼び起こしているようである。(中略)

運用方針全部を一語に押し込めると、誤解は免れない。しかし、重要なことは、この考え方は、ある意味で方向性であり、教育理念であり、統率原理であって、われわれが知的障がい者の課題に取り組もうとする時の、短期あるいは長期の処遇の一貫性や最終目的を判断し、評価するために役立つものである。

このように Gunzburg は、イギリス国内に新

しい考え方としてのノーマライゼーションを紹介し、その普及に大きな役目を果たした一人と考えてよいであろう。

4 Gunzburg のパーソナライゼーションの原理.

4.1 パーソナライゼーションの提案

上記に挙げた Gunzburg の文献の中に「ノーマライゼーション」という用語が見いだされるのは、1973 年に書かれた③である。

Gunzburg はノーマライゼーションの目的を次のように述べる。

知的障がい者の生活を可能な限り*ノーマルなものに近づけることを目的としたノーマライゼーションのプロセスが関与しなければならないことは、特に施設の環境において強烈に見られるような、もっとも極端でかつ以前から行われているアブノーマルな実践や生活パターンを取り除くことであり、それだけではなく、少しでも実現可能であるならば、通常の経験と態度を体系的に獲得させ、混乱させることの多い一般の地域社会の中で知的障がい者がより安心して生活できるように、それに向けた準備を知的障がい者にもたらすことでもある。19)

「ノーマライゼーション思想の生みの父」とされるバンク=ミケルセンはデンマークの社会省元局長であり、「ノーマライゼーション思想の育ての親」とされるニィリエは、スウェーデンのFUB(「精神発達遅滞児童・青年・成人連盟」²⁰⁾)の事務局長兼オンブズマンであった²¹⁾。彼らとGunzburgとの違いは、Gunzburgが知的障がい者の乳達を保障し、地域社会で自分に応じた能力を発揮し、自分自身の自立生活の実現を目指す臨床家であったことである。上の文章を整理

してみるならば、

- ①目標は知的障がい者の地域社会の中での生活であるが、
- ②その実現には単にノーマルな環境や生活条件を提供すること(ノーマライゼーション)だけでなく、
- ③知的障がい者自身が通常の経験をし、通常 の態度を養うこと、
- ④変化の多い一般社会の中で知的障がい者が 安心して生活できるように準備をもたらす こと、

であると言える。

こうして Gunzburg は、ノーマライゼーション の原理だけではなく、ノーマライゼーションと 相補う「パーソナライゼーション」を提案する に至る。

(中略)知的障がい者の教育理念に不可欠なアプローチの本質を示すもう一つの用語が必要であり、「パーソナライゼーション」という用語を提案する。「パーソナライゼーションの原理」とは、知的障がい者自身が「人」として発達することを促すように、知的障がい者のために、知的障がい者とともに、なされ得るすべてのことを指している。²²⁾

4.2 パーソナライゼーションとは何か

それでは Gunzburg のいうパーソナライゼーションとは、具体的に何を意味しているのであろうか。 Gunzburg は次のように述べている ²³⁾。

ノーマルな生活が知的障がい者の教育活動の目標としたならば、ノーマルな生活とは、 障がいがあっても可能な、過度でない決定や 行動をすることについて、その人のプライベートな余暇活動であるのに権限のある人に 止められたり、変えさせられたり、妨害され たりすることがなく、自分の行動を決定する、 選択する、選択肢からどちらか選びだす、好き嫌いを表明する、生活に必要なものについて自分の方法で具体的に言える、自分自身の主人公になれる、そういった機会を提供する生活であると定義しておく。こうした側面がノーマルな生活パターンの本質をあらわしているのであれば、パーソナライゼーションのプロセスは、こうした生活能力を発揮するスキルを身につけ、外部の力によって個人の生活スタイルの発達が阻害されるような機会を減らすことが目的でなければならない。

また、別の論文には次のように述べている。 パーソナライゼーションの目的は、知的障が い者が人となる機会を与えるだけでなく、選 択肢の中から選ぶ、自分の周囲の環境につい て決定を下す、プライバシーを大切にする、 友人とつき合う、といった能力を発達させる ことである²⁴⁾。

知的障がい者が、個人の好み、選択、望み、 決定を表出するように支援されなければなら ないことを認めることが基本である²⁵⁾。

これらのことから、Gunzburgのいうパーソナライゼーションとは、言い換えれば、知的障がい者が「自己選択」「自己決定」「自己表現」の力を獲得し、「人」としての成長を果たして社会生活をすることを意味していると言えよう。

Gunzburg は、前述の3つの三角形、パーソナライゼーション、ノーマライゼーションとソーシャライゼーション^{註2)} の3つが相俟って、知的障がい者の地域社会への参加を含むリハビリテーションの目標が達成されると述べる²⁶⁾。

実践原理の3つの側面―ソーシャライゼーション、ノーマライゼーション、パーソナライゼーション―は、それぞれに知的障がい者のニーズを満たす役目をしているが、パーソナライゼーションが、その中の一番高い位置

にあると考えなければならない。なぜなら、パーソナライゼーションがうまくいけば、推進力、エネルギー、モチベーションが与えられて、知的障がい者は、生活能力が発揮できるようになり、ノーマルな地域社会の環境に適応し、パーソナライゼーションが意味することをすべて身につけた人になるからである。これら3つの側面すべてが適切に発達することで、ソーシャライズされ、適応した、知的障がい者の最終的な目標が達成できるであろう。

このように、Gunzburgにおいては、他の2側面よりもパーソナライゼーション、すなわち「自己決定」「自己選択」「自己表現」の経験を通した「人」としての成長をもっとも重視して、それが自己有能感につながり、知的障がい者自身がさまざまな生活をするうえでの基本的な力となることを示している。筆者自身も、こうした知的障がい者本人の「好み」に着目した関わりや支援が重要であると考えている。

4.3 知的障がい者の自己選択・自己決定・自己表現

ニィリエは、ノーマライゼーションの8つの 原理の1つに「自己決定権」を挙げ、次のよう に述べている²⁷⁾。

ノーマライゼーションの原理はまた、知的 障害者本人の選択や願い、要求が可能な限 り十分に配慮され、尊重されなければならな い、ということを意味する。

このように「自己選択」「自己決定」といった 考え方はノーマライゼーションの起こりととも にあったが、わが国ではアメリカから入ってき た自立生活(IL)運動における新しい自立観と も相俟って広がり²⁸⁾、今日では障害者基本計画 における基本的方針にも含まれ²⁹⁾、共生社会実 現の重要な考え方である。

一方で、この「自己選択」「自己決定」「自己表現」について、自己決定力が制約されやすい重度の知的障がい者や重複障がい者の問題が論じられてきた^{30) 31)}。津田は、「知的障害者の自己決定には本人の能力だけでなく、さまざまな選択や機会の提供、寄り添い話を聞く、意思の尊重、ワーカー^{註3)}と利用者との良好な関係など周りの環境が大きく影響している」³²⁾と述べ、本人と関わる人との良好な関係が重要であることを示した。北野は「表現やコミュニケーションに困難をもった人に対する支援者こそ、より高い専門性、つまり人間への普遍的理解と共感という専門性が要求されている」³³⁾と述べ、重度の知的障がい者には、支援者側の専門性が不可欠であるとした。

高橋 34 は、リハビリテーションについて、「障 害者に画一化・規準化した社会に順応する社会 復帰を強制するという役割ではなく、障害者の 主体性を確保しつつ、人間関係や社会との関係 を取り結ぶ役割に転換せねばならない」と述べ ている。また、高橋は、社会リハビリテーショ ンの焦点は社会生活力の開発、向上におかれて いると述べ 35)、社会生活力の援助には、彼らが もつ内的力を外に向けて作動することの援助、 すなわち「アドボカシー」と、社会生活に必要 な知識・情報・技法の伝達、すなわち「社会生 活技能の習得」プログラムがあり、両者は一体 化されるべきであると述べた³⁶⁾が、前者はパー ソナリゼーションの自己表現の側面であり、後 者はソーシャライゼーションであるとも言い換 えられよう。

Gunburgの知的障がい者の社会的リハビリテーションのための3つのアプローチ:パーソナライゼーション・ソーシャライゼーション・ノーマライゼーションの考えは現在も大きな役割を持つものと言える。

5. まとめ:パーソナライゼーションの 現在、自己選択・自己決定・自己表現の 尊重へ

1950年代に始まったノーマライゼーションの 潮流は、「私たちのことを、私たち抜きに決め ないで」をスローガンにした障がい当事者の運 動とともに、2006年の国連障害者権利条約の採 択(2008年発効)に実を結んだ。わが国におい ても、障害者基本法改正をはじめとする関連国 内法整備がなされた上で、2014年に国連障害者 権利条約を批准した。実質は今後に負うところ が大きいにしても、障がい者が、障がいが重く とも必要な支援を主体的に受けながら、自らの 人生の主人公として、地域で自立した生活を送 ることのできる社会への実現へと向かおうとし ている。

Gunzburgの唱えるパーソナライゼーション、すなわち障がい者が自らの好みを持つ機会を与えられ、「自己選択」「自己決定」「自己表現」できる力を養えるような機会と経験が持て、「人」として成長し、地域社会の中で人とのかかわりの中で自立した生活ができるための支援が、現在もなお知的障がい者の(リ)ハビリテーションにおける重要な指針であると考えられる。最近では、ソーシャルコンピタンスという言葉も使われ、障がい者当事者の持つ能力こそ、正しく評価されなければならないことが述べられている。このこととも繋がるものと考えられる。

[注]

- 註1 引用文献の通りノーマリゼーションと表記した。
- 註2 ソーシャライゼーションは、ソーシャルエデュ ケーションの目標であり、知的障がい者が、社 会生活上のノウハウを知らないがために通常の

生活場面への参加が妨げられないように、より 参加が可能なようにスキルが獲得されたことを 示す。

(Gunzburg, 1973a, 91)

註3 ここでいうワーカーは障害福祉サービスを提供している施設・事業所で利用者支援を担う職員(支援員、支援ワーカー)を指している。

[引用・参考文献]

- 1) 河東田博 "ノーマライゼーション原理とは何か 人権と共生の原理の探究"現代書館,東京,2009.
- Gunzburg, H. C. and Gunzburg. A. L. "Mental Handicap and Physical Environment." Bailliere Tindall, London. 1973.
- Gunzburg, H. C. "39 Steps" Leading Towards Normalized Living Practices in Living Units for the Mentally Handicapped, The British Journal of Mental Subnormality. 19(2): 1973a; 92
- 4) 中村隆一(編) "入門リハビリテーション概論 第2版" 医歯薬出版, 東京, 1993.53.
- 5) 平本憲二, 奈良由美子 病院内生活における重度 知的障害者のパーソナリティ形成支援の検討~ ノーマライゼーション実現を目指して~. 大阪 河﨑リハビリテーション大学紀要 2013, 7(2):45-65.
- 6) 平本憲二,森下孝夫,國末和也,上島健,佐竹勝発達段階の異なる知的障がい者のパーソナリティ形成支援の妥当性.大阪河崎リハビリテーション大学紀要 2013,8(1):55-69.
- 7) The British Journal of Mental Subnormality. 2(1).1956. 20.
- 8) The British Journal of Developmental Disabilities. 40(2).1994. 80.
- 9) Brown, R. I. Editorial. The British Journal of Developmental Disabilities. 41(1).1995. 1-2.
- 10) ベンクト・ニィリエ (河東田博ら 訳編) "ノーマライゼーションの原理 普遍化と社会変革を求めて.新訂版2刷*"現代書館,東京,2005.14.

- 11) Nirje, B How I came to formulate the Normalization Principle, in "A Quarter-Century of Normalization and Social Role Valorization: Evolution and Impact", Flynn, R. J. and Lemay, R. A. eds. University of Ottawa Press, Ottawa, 1999, 41.
- 12) 河東田, 前掲書, 2009, 44.
- 13) 同上,51.
- 14) 同上,73.
- 15) 同上,55.
- 16) ベンクト・ニィリエ (河東田博ら 訳編),前掲書,2005,129-155.
- 17) 同上,54-68.
- Gunzburg, H. C. Editorial, The British Journal of Mental Subnormality. 16(2).1970. 55f.
- 19) Gunzburg and Gunzburg 前掲書, 1973, 56.
- 20) 河東田, 前掲書, 2009
- 21) 大熊由紀子: ノーマライゼーション, 佐藤久夫, 北野誠一, 三田優子(編著)"障害者と地域生活" 中央法規, 東京, 2002, 2.
- 22) Gunzburg and Gunzburg 前掲書, 1973, 53f.
- 23) 同上,59.
- Gunzburg, H. C. Editorial, The British Journal of Mental Subnormality. 19(1).1973b. 1f.
- 25) Gunzburg 前掲論文, 1973a, 92.
- 26) Gunzburg and Gunzburg 前掲書, 1973, 74.
- 27) ベンクト・ニィリエ (河東田博ら 訳編),前掲書,1998,26.
- 28) 定藤丈弘:障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念,定藤丈弘,岡本栄一,北野誠一(編著)"自立生活の思想と展望"ミネルヴァ書房,京都,1993,8.
- 29) 障害者基本計画(第 2 次計画), 2002, 2. (厚 生 労 働 省 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.pdf 2016.9.20. 閲覧)
- 30) 定藤, 前掲書, 1993, 14.
- 31) 立岩真也 "弱くある自由へ 自己決定・介護・ 生死の技術" 青土社, 東京, 2000, 110-113

- 32) 津田耕一 重度知的障害者の利用者主体に基づく 支援に関する研究:支援の視点と支援過程から の考察.関西福祉科学大学紀要 2012,16:17-28.
- 33) 北野誠一:自立生活支援の思想と介助,定藤丈弘, 岡本栄一,北野誠一(編著) "自立生活の思想と
- 展望"ミネルヴァ書房, 京都, 1993, 57f.
- 34) 高橋流里子, 改訂 障害者の人権とリハビリテーション, 中央法規出版, 2008, 41.
- 35) 同上,137.
- 36) 同上, 143.